

平成18年度実績評価事務事業進行管理表

事務事業名	結核予防事業				財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	細目	細々目	19予算額(千円)
部等名	保健福祉部	課等名	保健課		包含する細々目	1	4	1	3	12	1	
政策	3 健やかに安心して暮らせるまちづくり											
施策	31 心と体の健康づくり											
実施区分	継続	会計	一般会計	環境調整会議	不要	関連計画 条例等		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				
		事業期間	S23	年度～	年度							

【Do】(1)この事務事業は次の目的を達成することを目指します。

目的の記述	対象(人や物、自然資源など)	対象の大きさを表す対象指標名と単位	対象指標の数値				
	65歳以上の高齢者及び60歳から64歳までの特殊疾病該当者(乳幼児、学生、会社勤めなどで健診を受けている者は除く。)	65歳以上の市民人口(学生、会社勤めなどで健診を受けている者は除く。)	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		23年度以前に終了は終了年度とする	
			28000	28000			
	65歳以上の高齢者及び60歳から64歳までの特殊疾病該当者(乳幼児、学生、会社勤めなどで健診を受けている者は除く。)	65歳以上の市民人口(学生、会社勤めなどで健診を受けている者は除く。)	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		23年度以前に終了は終了年度とする	
			28000	28000			
	意図(成果は何か、対象をどうかえるか)	成果達成度を表す成果指標名と算定式・単位	成果指標の数値(実績・目標)				
	他の機関で胸部レントゲンの機会がない者にレントゲン撮影を実施し胸部結核及び肺ガンの有無を早期に発見する。	再検査指示者数	18目標	250以下	最終目標	-	
			18実績	91	19目標	250以下	↑
		胸部レントゲン撮影実施人数	23目標	250以下	23実績		最終目標達成年度
			18目標	8000	最終目標		
胸部レントゲン撮影実施人数		18実績	8158	19目標	8000	↑	
		23目標	8000	23実績		最終目標達成年度	

(2)意図を達成するために以下のことを取り組みます。

手段の記述	事業の全体概要(補足説明)	具体的活動内容(やり方、手順、詳細)	活動量を表す名称・単位	活動量の値
	65歳以上の市民を対象に19年度から感染症予防及び感染症の患者の医療に関する法律に基づく、胸部レントゲン検診(間接撮影)を実施する事業、また、17年度から読影段階で肺がん検診も併せて読影いただく。対象外としては、乳幼児・児童生徒、会社などでレントゲンなど健診を受けている者 対象約25,000人で実施者(間接のみ)約10,000人 * 複十字募金により、結核予防の啓蒙	18年度の実績 19年度計画 ・レントゲン撮影巡回検診会場数150カ所(上村・南信濃地区増) ・複十字募金(1回/4年)を実施 ・春のレントゲン検診(第一次)秋のレントゲン検診(第二次)の年2回実施し要精検者に医療機関へ雇うように指導するなど実施する。(17年度から直接撮影は法改正によりしない。)間接撮影市内会場数 150会場 ・フィルム読影の際に肺がん検診を兼ねて実施となる。	受診者総数(春・秋) 再検査を要する人数(春・秋)	8158人 91人
		18年度と同じ		

<金額の単位:千円>		18決算額(見込)	19予算額(当初)
事業費	特定財源		
	国庫支出金		
	県支出金		
	起債		
	その他		
	一般財源	9,905	11,607
事業費計(A)	9,905	11,607	
人件費	正規職員所要時間	18年度	19年度
	臨時職員等所要時間		
	人件費計(B)	0	0
	トータルコストA+B	9,905	11,607

特定財源内訳や補足事項	なし
-------------	----

(3)この事業目的の達成は、次の上位(施策や主体の役割)目的の達成に結びつきます。

目的の記述	結果 この事務事業の施策(基本事業)の目的	上位成果指標(施策又はムトス指標)と単位	上位成果指標の数値			
	健康面で生活に不安がなく生活できる。		現状値		19実績	
			20実績		21実績	
			22実績		23目標	
			現状値		19実績	
			20実績		21実績	
22実績				23目標		

この事業を開始したきっかけ 昭和23年結核予防法施行により、市民の胸部レントゲン撮影が始まる。	事業を取り巻く状況の変化 ・平成16年9月21日の法律の一部改正により、平成17年4月1日から65歳以上が対象となる。 ・上村・南信濃との市町村合併 ・平成19年4月1日に核予防法廃止となり、感染症及び感染症の患者の医療に関する法律に組み込まれた。	事業に対する市民や議会の意見 特になし
--	---	------------------------

【See】18年度の振り返り

目的 妥当性 評価	この事業の意図の達成が、結果(上位目的)に結びついていますか？ (評価) 結びつく (その理由) この事業により、肺ガンの併用検診により、異常のある者については直ちに医療機関へかかり、安心する。	成果をさらに向上させる余地はありますか？ (評価) 余地がある (その理由) 対象年齢の引き下げを行えば、成果は向上する点から、余地がある。
	対象の見直し、拡大、縮小の必要性はありますか？ (評価) 必要性がない (その理由) 法改正により、65歳以上を検診対象としたため、見直し等必要性がない。(全国の罹患率により厚生労働省が判断して見直された。)	廃止・休止した場合の影響はありますか？ (評価) 影響あり (その理由) 感染症の予防及び感染症の患者に対する法律による。
	意図の見直しの必要性はありますか？ (評価) 必要性がない (その理由) 他の機関で胸部レントゲンの機会がない者にレントゲン撮影を実施し胸部結核及び肺ガンの有無を早期に発見する事業のため、意図見直しの必要性がない。	他に類似事業はありますか。また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む)。 (評価) 類似事業なし (類似事業名、理由)
	市が関与する必要性はありますか？(市が税金を投入すべき事業ですか) (評価) 必要ある (その理由) 結核予防法により、実施者が市のため関与が必要	効果を下げずに、事業費や人件費の削減は可能ですか？ (評価) 不可能 (その理由) 検診機関が、数多くあれば競争入札による契約が可能で単価も安くなると考えられる。現状では、検診規模から健康づくり事業団へ委託
	受益者は誰ですか？また、負担の是非、程度は妥当ですか？ (評価) 妥当である (受益者とその理由) 受益者は検診受診者 結核予防法に基づく検診のため、現状では負担を求めるとはできない。ただ、年齢見直しの場合には応分の個人徴収も可能ではある。	

【Plan】改革改善

今後の事業の方向性 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的見直し <input type="checkbox"/> 別事業に統合 <input checked="" type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 実施年度 19 具体化	何を、いつまでにどうするのかの改革改善案 17年度から合併した上村・南信濃の通知方法の統一従来旧飯田市で実施してきた方法に統一
上記の改革改善案を実施する際、想定される課題とその克服方法	上村・南信濃担当者と協議し、旧飯田市方式に統一

【補足事項環境側面】

(1) 環境影響評価の必要性判断	(2) 必要性な場合の実施事由
(3) どのような点に配慮し事業に取り組みましたか？	

【指摘事項】

施策マネジメント会議	
施策評価会議	
第5次基本構想基本計画推進委員会	